

# センター通信

大 夕 指 第 4 1 号

年 月 日

令 和 8 年 8 月 3 日

添 付 書 類

無

宛 先

各 位

差 出 人

公益財団法人大阪タクシーセンター

件 名

恵美須南森町線（堺筋）におけるタクシーによる客待ち駐車の禁止について

大阪府東警察署から、「高麗橋1丁目交差点南西角付近に客待ち駐車をしているタクシーについて交通の安全と円滑化を阻害し、交通事故も発生するなど危険性が極めて高い。」として駐車違反重点取締路線に指定して改善に向けた交通指導取締りを行う旨の連絡がありました。

タクシーセンターにおいても交差点周辺がボトルネック状態にあることから現場における指導を継続しているところですが、第一通行帯（左折レーン）にタクシーの車列が駐車するため特例特定小型原動機付自転車、自転車利用者が第二通行帯の通行を余儀なくされ、同交差点を左折（西進）しようとする車両との接触事故が懸念されます。

今後は、改善状況を踏まえて重点街頭指導場所への指定を行い不法駐車等の違法行為に対する措置を強化する必要もあると考えています。

各事業所におかれましてはタクシー運転者の皆様に周知徹底をお願いいたします。

（高麗橋1丁目交差点周辺の駐車状況）



本通信に関する問い合わせ先

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4-5-9

公益財団法人 大阪タクシーセンター

電話 TEL 06-6933-5617 FAX 06-6933-5612

センター通信をはじめ、センターから発信する情報は、ホームページでご覧になれます。  
新しい情報の発信に努めますので、ご活用ください！